

JR 芸備線を利用して市内高等学校
に通学する生徒の保護者の方へ

安芸高田市 JR 芸備線の運休に係る市内高等学校
通学生徒支援補助金について【ご案内】

平成 31 年 4 月 19 日
安芸高田市長 浜田 一義

1 趣旨

安芸高田市では、平成 30 年 7 月豪雨災害により JR 芸備線が運休となったため、市内高等学校への通学に支障が生じている生徒の保護者に対して、「安芸高田市 JR 芸備線の運休に係る市内高等学校通学生徒支援補助金」を交付することにより、今後の学校教育活動や学校の存続の危機の解消を図る支援策を展開します。

2 補助対象者

市内高等学校に通学する生徒のために JR 芸備線の定期券を購入する保護者の方です。

3 補助金額

- ・補助金額は、別紙「補助金額算定資料」に基づいて計算し、交付します。
- ・市内高等学校に在学する期間を限度として、当該期間を超える有効な定期券については、適用する期間を1ヶ月定期の場合は 30 日、3ヶ月定期の場合は 90 日、6ヶ月定期の場合は 180 日として日割りで計算します。(1円未満の端数が出た場合切り捨てます。)
- ・平成 31 年 4 月 1 日以前から引き続き有効な定期券については、適用する期間を1ヶ月定期の場合は 30 日、3ヶ月定期の場合は 90 日、6ヶ月定期の場合は 180 日として日割りで計算します。(1円未満の端数が出た場合切り捨てます。)

4 対象期間

平成 31 年 4 月 1 日から JR 芸備線の全線復旧日の前日までが対象です。

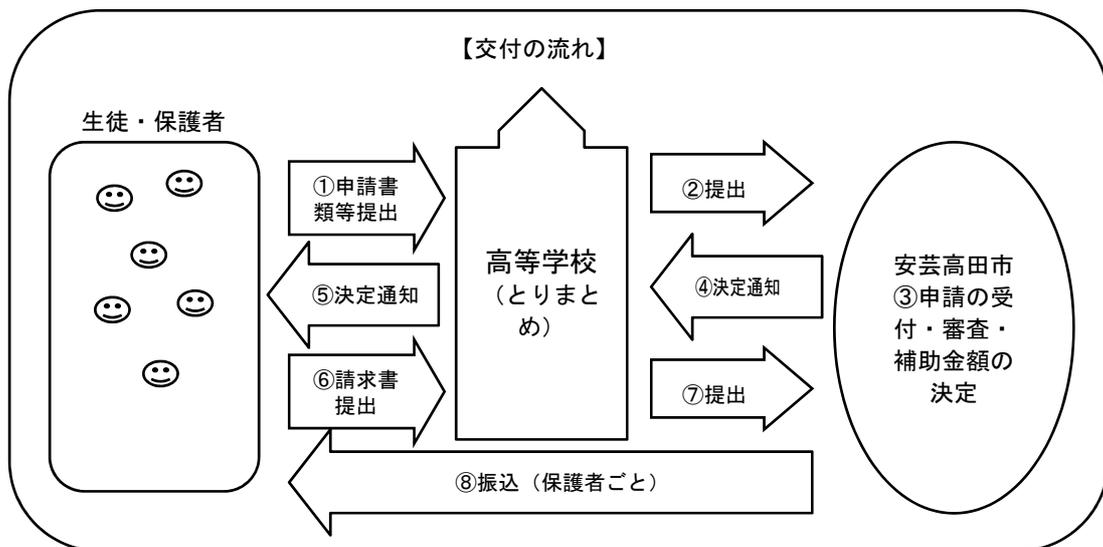
5 必要となる書類等

- ・補助金交付申請書兼実績報告書
- ・定期券の写し(※対象期間の定期券の写しが全て必要です。)
- ・請求書(申請書提出の後、補助金決定通知と併せてお渡しします。)
- ・通帳の写し(請求書の添付書類として必要です。)

(裏面につづく)

6 補助金交付のながれ

- ①JR 芸備線が復旧後、もしくは年度末どちらか早い方に、交付申請兼実績報告書に、定期券の写しを付けて高等学校に提出します。
- ②高等学校が取りまとめて一括して市に提出します。
- ③市が申請書類等の受付・審査を行い、補助金額を決定します。
- ④市が決定通知書と請求書を学校に送付します。
- ⑤高等学校より生徒に決定通知書と請求書をお渡します。
- ⑥請求書等を高等学校に提出します。
- ⑦高等学校が取りまとめて一括して市に提出します。
- ⑧保護者宛に決定通知の送付並びに保護者から依頼を受けた口座に補助額を振り込みます。



7 その他

本補助金に関することは、安芸高田市のホームページからも確認することができます。

安芸高田市役所ホームページ(総務課)

URL https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/soumu_soumu2/y161/



安芸高田市総務部総務課
行政係 藤井・山根
TEL0826-42-5611

【ご注意いただきたい事項】

補助金申請には、必ず定期券の写しが必要です。

- 当補助金は、補助金申請の添付書類として、JR 芸備線を利用して市内高等学校に通学する生徒の定期券の写しが必要となります。
- 平成 31 年 4 月 1 日以前から引き続き有効な定期券も含み、補助金対象期間に有効な定期券の写しが全て必要です。
- 定期券は必ず写しをとり、補助金申請のときまで保管してください。
(カメラやスマートフォン等、電子機器で撮影した写真でもかまいませんが、電子機器等の破損等により画像が印刷できないことのないように注意してください。)
- 定期券の写しがない場合は、補助金を交付することができません。予めご了承ください。



補助金額算定資料

(別紙)

向原駅		※1 (円)	※2 (円)	※3 (円)	甲立駅		※1 (円)	※2 (円)	※3 (円)
利用区間		1ヶ月定期の 1日補助対象経費	3ヶ月定期代の 1日補助対象経費	6ヶ月定期代の 1日補助対象経費	利用区間		1ヶ月定期代の 1日補助対象経費	3ヶ月定期代の 1日補助対象経費	6ヶ月定期代の 1日補助対象経費
広島 ⇄ 向原		341	324	296	広島 ⇄ 甲立		419	398	377
矢賀 ⇄ 向原		328	312	295	矢賀 ⇄ 甲立		403	383	363
戸坂 ⇄ 向原		290	275	261	戸坂 ⇄ 甲立		363	345	326
安芸矢口 ⇄ 向原		280	266	252	安芸矢口 ⇄ 甲立		341	324	307
玖村 ⇄ 向原		270	257	243	玖村 ⇄ 甲立		328	312	295
下深川 ⇄ 向原		259	246	233	下深川 ⇄ 甲立		312	296	280
中深川 ⇄ 向原		259	246	233	中深川 ⇄ 甲立		297	282	267
上深川 ⇄ 向原		251	239	226	上深川 ⇄ 甲立		282	268	254
狩留家 ⇄ 向原		247	235	223	狩留家 ⇄ 甲立		272	258	245
白木山 ⇄ 向原		245	233	221	白木山 ⇄ 甲立		261	249	235
中三田 ⇄ 向原		234	222	210	中三田 ⇄ 甲立		259	246	233
上三田 ⇄ 向原		197	188	171	上三田 ⇄ 甲立		247	235	223
志和口 ⇄ 向原		151	144	136	志和口 ⇄ 甲立		242	230	218
井原市 ⇄ 向原		117	111	105	井原市 ⇄ 甲立		226	215	203
					向原 ⇄ 甲立		151	144	136
					吉田口 ⇄ 甲立		99	95	90
三次 ⇄ 向原		251	239	226					
西三次 ⇄ 向原		251	239	226	三次 ⇄ 甲立		229	218	207
志和地 ⇄ 向原		229	218	207	西三次 ⇄ 甲立		197	188	171
上川立 ⇄ 向原		197	188	171	志和地 ⇄ 甲立		126	119	113
甲立 ⇄ 向原		151	144	136	上川立 ⇄ 甲立		108	103	97
吉田口 ⇄ 向原		126	119	113					

吉田口駅		※1 (円)	※2 (円)	※3 (円)
利用区間		1ヶ月定期代の 1日補助対象経費	3ヶ月定期代の 1日補助対象経費	6ヶ月定期代の 1日補助対象経費
広島 ⇄ 吉田口		391	372	352
矢賀 ⇄ 吉田口		372	353	335
戸坂 ⇄ 吉田口		341	324	307
安芸矢口 ⇄ 吉田口		316	300	284
玖村 ⇄ 吉田口		297	282	267
下深川 ⇄ 吉田口		282	268	254
中深川 ⇄ 吉田口		280	266	252
上深川 ⇄ 吉田口		270	257	243
狩留家 ⇄ 吉田口		259	246	233
白木山 ⇄ 吉田口		256	243	230
中三田 ⇄ 吉田口		251	239	226
上三田 ⇄ 吉田口		242	230	218
志和口 ⇄ 吉田口		229	218	207
井原市 ⇄ 吉田口		180	171	162
向原 ⇄ 吉田口		126	119	113
三次 ⇄ 吉田口		242	230	218
西三次 ⇄ 吉田口		234	222	210
志和地 ⇄ 吉田口		175	166	158
上川立 ⇄ 吉田口		138	131	124

補助金について

- 補助の対象となる定期代の経費は、対象期間内の定期代購入額です。
- 対象期間を超える定期券の場合は、※1～※3の額を用いて日割りで算定します。(1ヶ月を30日として日割りで計算)
 ※1「1ヶ月定期代の1日補助対象経費」は、1ヶ月の定期代を30日、※2「3ヶ月定期代の1日補助対象経費」は、3ヶ月定期代を60日、
 ※3「6ヶ月定期代の1日補助対象経費」とは、6ヶ月の定期代を180日で除した、それぞれ1日あたりの金額(小数点以下切り捨て)です。
 上記の表を参考にして補助金申請額を算定してください。

☆補助金申請額の計算方法(参考)

2019年4月1日から、芸備線全線復旧日の前日までの期間内で有効な定期券で計算をします。

例1：4月8日に、3ヶ月定期券を継続購入して、10月15日から芸備線が復旧した場合の「広島⇄向原」間の利用者

- 補助金交付対象期間 4月8日～10月14日 (6か月と7日間)
- 定期券の購入
 - 4月8日から7月7日まで・・・3ヶ月定期券を購入 } ①
 - 7月8日から10月7日まで・・・3ヶ月定期券を購入 } ②
 - 10月8日から1月7日まで・・・3ヶ月定期券を購入

定期券 3ヶ月定期代

① (2 回分) × (29,190 円) = 58,380円

日割りの日数 上記算定表※2より

② (7 日) × (324 円) = 2,268円

①+②の合計額【60,648円】が 補助金交付申請額 となります。

※定期券を継続購入していない場合は、定期券を購入した有効期間を補助対象とします。

- 例2：上記例1の①で、4月8日に3ヶ月定期券を購入、7月8日・9日は定期を購入せず、7月10日に3ヶ月定期券を購入した場合。
 4月8日から7月7日までの3ヶ月定期を購入した定期代は、補助対象です。
 7月8日・9日は定期を購入していないので、補助対象外です。
 7月10日から10月9日までの3ヶ月定期を購入した定期代は、補助対象です。

補助金交付申請書 兼 実績報告書

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者(保護者)

住 所

氏 名

電話番号

印

安芸高田市JR芸備線の運休に係る市内高等学校通学生徒支援補助金交付要綱第5条の規定により、以下のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 内容

学校名	吉田高等学校 ・ 向原高等学校			
生徒	氏名		学年	
公共交通機関 の利用区間	駅から 向原・甲立・吉田口 駅まで			
公共交通機関 の利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
定期券購入額	円			

3 添付書類

購入した定期券の写し

補助金交付申請書 兼 実績報告書

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者(保護者)

住 所

氏 名

電話番号

保護者の住所・氏名・連絡先・押印をお願いします。

印

安芸高田市 JR 芸備線の運休に係る市内高等学校通学生徒支援補助金交付要綱第5条の規定により、以下のとおり補助金の交付を申請します。

別紙を参考に記入してください。

1 補助金交付申請額 ○○○○円

該当する方に○をしてください。

2 内容

学校名	吉田高等学校 ・ 向原高等学校			
生徒	氏名	生徒の氏名をお願いします。	学年	○年
公共交通機関の利用区間	○○駅から 向原・甲立・吉田口 駅まで			
公共交通機関の利用期間	○○年 ○月 ○日から ○○年 ○月 ○日まで			
定期券購入額	定期券を購入した総額を記入してください。 円			

該当する駅に○をしてください。

3 添付書類

購入した定期券の写し